

京都府内の障害者の雇用状況について

(平成20年6月1日現在の障害者雇用状況)

京都労働局では、身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定に基づき、障害者を雇用する義務のある事業主及び機関から平成20年6月1日現在における障害者雇用状況の報告を求め、これを集計しました。その結果は次のとおりです。

なお、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）については、平成17年の「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正を受け、平成18年4月1日より実雇用率算定の対象となっています。

1 民間企業の雇用状況 [詳細は別表1～4参照]

雇用障害者数6,272人(前年同5,931人)、実雇用率1.76%(前年同1.71%)と、実雇用率は前年を0.05ポイント上回った。また、法定雇用数達成企業の割合は48.0%(前年同45.7%)と、前年を2.3ポイント上回った。

今回の実雇用率1.76%はこれまでで最も高い雇用率となっており、また、法定雇用数達成企業割合の対前年比ポイント増についても、法定雇用率が1.8%となった平成11年以降最も高い割合となっている。

雇用障害者数について (※1～3)

※1 重度身体障害者及び重度知的障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上の者)については、1人の雇用をもって2人に相当するものとしてカウントする。

※2 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者)については、1人の雇用をもって1人としてカウントする。

※3 精神障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者)については、1人の雇用をもって0.5人とカウントする。

(1) 法定雇用率1.8%が適用される一般の民間企業(常用労働者数56人以上の企業)は1,389社(前年同1,397社)と前年より8社減少し、雇用されている障害者数は6,272人(前年同5,931人)と前年より341人増加した。

なお、雇用されている障害者のうち、身体障害者は5,148人(前年同4,917人)、知的障害者は1,026人(前年同951人)、精神障害者は98.0人(前年同63.0人)であった。

また、実雇用率は1.76%(前年同1.71%)と前年を0.05ポイント上回った。

(2) 法定雇用率1.8%が適用される一般の民間企業(常用労働者数56人以上の企業)1,389社のうち、法定雇用率に基づく法定雇用数を達成している企業は667社(前年同639社)と前年より28社増加した。

また、法定雇用数達成企業の割合は48.0%(前年同45.7%)と前年を2.3ポイント上回った。

(3) 企業規模別でみた実雇用率は、56~99人規模では1.86%(前年同1.84%)、100~299人規模では1.63%(前年同1.57%)、300~499人規模では1.67%(前年同1.72%)、500~999人規模では1.60%(前年同1.56%)、1000人以上規模では1.88%(前年同1.81%)と、300~499人規模を除く全ての企業規模において前年を上回った。

(4) 産業別でみた実雇用率は、医療・福祉業では2.41%(前年同2.43%)、運輸業では2.24%(前年同2.30%)、サービス業では1.92%(前年同1.89%)、建設業では1.80%(前年同1.83%)、複合サービス業では1.49%(前年同1.78%)、製造業では1.75%(前年同1.70%)、教育・学習支援業では1.55%(前年同1.43%)、金融・保険・不動産業では1.64%(前年同1.39%)、情報通信業では1.33%(前年同1.29%)、卸売・小売業では1.15%(前年同1.06%)、飲食店・宿泊業では1.12%(前年同1.43%)、電気・ガス・熱供給・水道業では0.82%(前年同0.60%)であった。

2 地方公共団体(京都府及び府内の各市町村等の機関)における障害者の在職状況

京都府の機関に在職している障害者の数は317人(前年同337人)、実雇用率は2.44%(前年同2.36%)と前年を0.08%上回った。

市町村等の機関に在職している障害者の数は652人(前年同644人)、実雇用率は2.47%(前年同2.48%)と前年を0.01ポイント下回った。

なお、各機関個別の障害者の在職状況は表5,6のとおりである。

在職障害者数について(※1~3)

※1 重度身体障害者及び重度知的障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上の者)については、1人の在職者をもって2人に相当するものとしてカウントされる。

※2 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間職員(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者)については、1人の在職者をもって1人としてカウントされる。

※3 精神障害者である短時間職員(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者)については、1人の在職者をもって0.5人とカウントされる。

(別表1) 民間企業における障害者の雇用状況

	全 国			京 都 府		
	企業数	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業の 割合 (%)	企業数	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業の 割合 (%)
平成20年	73,042	1.59	44.9	1,386	1.76	48.0
平成19年	71,224	1.55	43.8	1,397	1.71	45.7
平成18年	67,168	1.52	43.4	1,351	1.64	44.5
平成17年	65,449	1.49	42.1	1,316	1.63	44.6
平成16年	63,993	1.46	41.7	1,280	1.63	45.3
平成15年	61,025	1.48	42.5	1,200	1.57	45.2

(別表2) 民間企業における企業規模別実雇用率

	全 国			京 都 府		
	平成18年 (%)	平成19年 (%)	平成20年 (%)	平成18年 (%)	平成19年 (%)	平成20年 (%)
56～99人	1.46	1.43	1.42	1.78	1.84	1.86
100～299人	1.27	1.30	1.33	1.49	1.57	1.63
300～499人	1.48	1.49	1.54	1.61	1.72	1.67
500～999人	1.53	1.57	1.59	1.52	1.56	1.60
1,000人以上	1.69	1.74	1.78	1.76	1.81	1.88
全 体	1.52	1.55	1.59	1.64	1.71	1.76

(別表3) 民間企業における産業別実雇用率

	全 国		京 都 府	
	平成19年 (%)	平成20年 (%)	平成19年 (%)	平成20年 (%)
農林漁業	1.77	1.87	—	0.71
鉱業	1.46	1.51	—	—
建設業	1.46	1.48	1.83	1.80
製造業	1.73	1.75	1.70	1.75
電気・ガス・熱供給・水道業	1.86	1.88	0.00	0.81
情報通信業	1.20	1.27	1.29	1.33
運輸業	1.71	1.75	2.30	2.24
卸売・小売業	1.31	1.37	1.06	1.15
金融・保険・不動産業	1.48	1.52	1.39	1.64
飲食店・宿泊業	1.43	1.47	0.98	1.12
医療・福祉業	1.90	1.94	2.43	2.41
教育・学習支援業	1.30	1.33	1.43	1.55
複合サービス業	1.40	1.45	1.78	1.49
サービス業	1.45	1.48	1.95	1.92
全 体	1.55	1.59	1.71	1.76

民間企業における産業別・規模別障害者雇用状況 [詳細表]

	企業数	うち法定雇用率達成企業数	法定雇用率達成企業の割合 (%)	算定基礎労働者数	身体障害者数				知的障害者数				精神障害者数			合計	実雇用率 (%)			
					重度障害者	重度障害者以外の障害者	短時間障害者	計 (× 2 +)	重度障害者	重度障害者以外の障害者	短時間障害者	計 (× 2 +)	短時間以外	短時間	計 (× 0.5)		+	+	前年	
産業別	農林漁業	2	1	50.0%	140	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0.0	1.0	0.71%	-
	鉱業	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	-	-
	建設業	22	15	68.2%	1,886	8	17	0	33	0	1	0	1	0	0	0.0	34.0	1.80%	1.83%	
	製造業	455	241	53.0%	146,798	646	891	21	2,204	47	226	3	323	38	5	40.5	2,567.5	1.75%	1.70%	
	電気・ガス・熱供給・水道業	2	1	50.0%	245	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0.0	2.0	0.82%	0.00%	
	情報通信業	38	11	28.9%	11,560	37	75	0	149	0	2	0	2	3	0	3.0	154.0	1.33%	1.29%	
	運輸業	79	53	67.1%	39,191	168	380	9	725	20	105	2	147	7	0	7.0	879.0	2.24%	2.30%	
	卸売・小売業	275	96	34.9%	47,932	106	207	13	432	12	78	9	111	8	5	10.5	553.5	1.15%	1.06%	
	金融・保険・不動産業	35	13	37.1%	17,659	80	127	2	289	0	0	0	0	1	0	1.0	290.0	1.64%	1.39%	
	飲食店・宿泊業	47	14	29.8%	9,450	16	44	2	78	6	10	0	22	6	0	6.0	106.0	1.12%	0.98%	
	医療・福祉	185	121	65.4%	32,689	188	233	17	626	19	95	12	145	14	4	16.0	787.0	2.41%	2.43%	
	教育・学習支援業	49	21	42.9%	11,117	44	82	0	170	0	0	0	0	2	0	2.0	172.0	1.55%	1.43%	
	複合サ・ビス業	10	5	50.0%	2,684	9	18	0	36	0	3	0	3	1	0	1.0	40.0	1.49%	1.78%	
	サービス業	190	75	39.5%	35,778	94	205	10	403	64	143	1	272	9	4	11.0	686.0	1.92%	1.95%	
合計	1,389	667	48.02%	357,129	1,396	2,282	76	5,148	168	663	27	1,026	89	18	98.0	6,272.0	1.76%	1.71%		
規模別	56~99人	532	245	46.1%	39,170	96	242	4	438	61	144	5	271	18	3	19.5	728.5	1.86%	1.84%	
	100~299人	632	308	48.7%	98,329	315	635	26	1,291	43	190	14	290	22	9	26.5	1,607.5	1.63%	1.57%	
	300~499人	104	53	51.0%	34,501	123	229	8	483	12	60	2	86	7	1	7.5	576.5	1.67%	1.72%	
	500~999人	71	32	45.1%	41,865	151	262	15	579	9	58	5	81	10	1	10.5	670.5	1.60%	1.56%	
	1000人以上	50	29	58.0%	143,264	711	914	21	2,357	43	211	1	298	32	4	34.0	2,689.0	1.88%	1.81%	
合計	1,389	667	48.02%	357,129	1,396	2,282	74	5,148	168	663	27	1,026	89	18	98.0	6,272.0	1.76%	1.71%		

(注) 1. 算定基礎労働者数とは労働者総数から除外率相当数を除いた雇用率算定の基礎となる労働者数である。

2. 重度身体障害者及び重度知的障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上の者)については、1人の雇用を2人に相当するものとしてカウントする。

また、重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者)については、1人の雇用を1人としてカウントする。

3. 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者)については、1人の雇用を0.5人とカウントする。